

神戸市成年後見制度利用支援事業 Q&A

Q1 成年後見制度利用支援事業はどのような場合に対象になりますか？**【助成の対象者】**

以下の表に該当し、審判の請求に要する費用・後見人等の報酬を負担することが真に困難である者

	審判請求を行った者		
	神戸市長	本人・親族	左記以外の者 ※1
審判の請求費用の助成 (以下「費用助成」という。)	○	×	×
後見人等の報酬の助成 (以下「報酬助成」という。)	○	○ ※2	○ ※2

※1 他の市区町村長を除く

※2 原則として助成申請時において、市内に住民票を有する者

【生活保護を他の市町村から受給している場合】

まずは、生活保護を受給している市町村に助成を受けられないかご確認ください。

【例外】

市内に住民票を有する場合でも、「Q2(1)(2)」の実施主体が神戸市でない場合は、助成対象外とします。(ただし、個別に事情を考慮する場合がありますので、ご相談ください。)

Q2 本人や親族等が審判請求を行った者のうち、住所地特例等で住民票が神戸市内でない場合の扱いについて教えてください。

まずは、住民票がある自治体で後見人等の報酬の助成が受けられないかをご確認ください。

その市区町村で助成が受けられない場合、実施主体が神戸市として次のいずれかに該当する場合は、住民票が神戸市でない場合でも対象とします。

(1)「介護保険法」の規定に基づく住所地特例対象被保険者の方

(2)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の居住地特例の規定に基づき、介護給付費等の支給決定を行っている方

なお、助成を申請する場合は、住所地特例・居所地特例適用であることが分かる書類を添付してください。

(1)…介護保険被保険者証等 (2)…障害福祉サービス受給者証等

Q3 被後見人等が死亡した場合は助成の対象になりますか。

助成申請時に本人(被後見人等)から審判額全額の報酬を受け取っていない場合は、助成対象と

なります。死亡時の財産により助成できるかどうかを決定します。ただし、助成額計算時に今後の生活費は考慮しません。

なお、後見人等の名義の口座へ報酬助成相当額を振込むことで、被後見人等への報酬助成に代えることとします。

Q4 助成対象になるのは後見人の場合のみですか。

後見以外、保佐、補助の場合であっても「Q1」または「Q2」の要件を満たすものは対象になります。

Q5 後見人等が専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）ではありませんが、申請できますか。

後見人等の職種による対象の限定はありません。家庭裁判所の報酬付与の審判を受けた後見人等であれば申請いただけます。

Q6 報酬助成には、助成対象期間や申請期間がありますか。

【助成対象期間】

神戸市へ助成の申請を行った日から起算して

2年前の日の属する月から申請日が属する月まで かつ 報酬付与の審判期間を助成対象とし、それ以前の分は審判が出ていても助成対象外とします。

例) 助成申請日 令和7年4月15日、審判期間 令和4年7月～令和5年6月

⇒助成対象期間は「令和5年4月～令和5年6月」

【申請期間】

申請期間はありませんが、審判後すみやかに申請してください。（おおむね3か月以内）

Q7 報酬助成を申請する際に必要な書類は何ですか。

必要書類は下記のとおりです。

- ① 申請書（市HPにてダウンロードできます）
- ② 報酬付与の審判書の謄本の写し
- ③ 報酬付与の審判書に「就職の日から」もしくは「任務終了まで」との記載がある場合は
各々の日付がわかる資料（登記事項証明書の写し、死亡診断書の写し等）
- ④ 財産目録の写し
- ⑤ 収支予定表の写し
- ⑥ 生活保護受給者の場合、保護変更決定通知書（最低生活費の記載がある最新のもの）の写し
- ⑦ 入院・入所の場合、助成対象期間において、居所とその期間がわかる資料（領収書の写し等）
- ⑧ 住所地特例・住所地特例適用である場合、そのことが分かる書類（介護保険被保険者証、障害福祉サービス受給者証等）

また、被後見人等と同一家計の親族がいる場合は、当該親族の財産や収支状況のわかる資料（生活保護受給中の場合は、各区生活支援課へ提出する収入申告書、資産申告書）もご提出ください。

Q8 報酬助成の上限額はいくらですか。

報酬助成額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額が限度となります。

ただし、施設入所や入院の場合…月額 18,000 円

その他（在宅等）の場合…月額 28,000 円 を上限とします。

なお、審判書上、始期もしくは終期が月途中の場合は、その日が属する月は日割り計算した額で上限額を計算します。

施設入所や入院の場合…日額 600 円（18,000 円/月÷30 日）

その他（在宅等）の場合…日額 933 円（28,000 円/月÷30 日）

Q9 施設入所者その他の者の区分について教えてください。

施設入所者…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、障害者グループホーム、入院等

その他の者…居宅生活者（サービス付き高齢者向け住宅や高齢者グループホームも含む）

Q10 報酬助成の計算方法を教えてください。

【計算方法】

次の①または②のうち、少ないほうの金額を助成します。

①本人財産から今後必要となる生活費を確保した上で、後見報酬審判額に不足する額

②助成上限額

【①の計算方法】

◇今後必要となる生活費

✓収支予定表（支出合計）にて確認します。なお、原則「返済中の負債の実返済月額」のみを、収支月額の支出として考慮します。

✓生活保護受給中の場合は、「保護決定通知書の最低生活費」を計算に用います。

✓施設入所者の場合、申請時点の定期的な支出6か月分

その他の者の場合、申請時点の定期的な支出3か月分 を考慮しています。

◇本人財産

✓財産目録にて確認します。（報酬付与の審判期間末日時点）

✓申請日と報酬付与の審判期間に1年以上の間がある場合は、資産状況等の変更報告書（様式第5号）を提出してください。

✓収入合計から支出合計（負債の実返済月額を含む）を引いた収支月額差額3か月分（施設入所者の場合は6か月分）のプラス分を本人財産として追加して計算します。

なお、収支がマイナスになる場合、マイナス分は本人財産から削減しません。

✓生活保護受給中の場合は、「支出合計」と「保護決定通知書の最低生活費」のうち、金額が大きい方を用いて、収支月額差額3か月分（または6か月分）のプラス分を計算します。

※考慮する負債の実返済月額は、負債額を上限とします。

【計算例】施設入所者（収支がプラス）の場合

◇申請内容

報酬付与の審判額…260,000 円 [A]（令和5年4月～令和6年3月 施設入所）

財産目録…預貯金残額 400,000 円 [B]、負債 100,000 円（月5,000 円 [C] で返済中）

収支予定表…収入 80,000 円/月 [D]、支出 55,000 円/月 [E]（負債返済額を除く）

◇計算方法

①本人財産から今後必要となる生活費を確保した上で、後見報酬審判額に不足する額

今後必要な生活費 = 360,000 円 [F]

= 計算上の支出 60,000 円 [G] × 6 か月

↳ 支出 55,000 円 [E] + 負債返済額 5,000 円 [C]

6 か月分の収支月額 = +120,000 円 [H]

=（収入 80,000 円 [D] - 計算上の支出 60,000 円 [G]）× 6 か月

本人財産 = 520,000 円 [I]

= 預貯金残額 400,000 円 [B] + 収支プラス分 120,000 円 [H]

不足する額 = 100,000 円

= 審判額 260,000 円 [A] -（520,000 円 [I] - 360,000 円 [F]）

②助成上限額

施設入所の月額上限 18,000 円 × 12 か月 = 216,000 円

⇒①のほうが少額であることから、助成決定額は 100,000 円 となります。

Q11 費用助成について、計算方法を教えてください。（対象は市長申立のみ）

報酬助成と考え方は同じですが、審判請求費用は報酬に比べ小額なことから、今後必要となる生活費としては定期的な支出の3か月分を考慮します。

Q12 報酬助成の振込み先はどこになりますか。

原則、被後見人等の名義の口座への振込みとなります。

被後見人等の名義の口座への振込みが困難な場合は、理由を文書にてご提出ください。

Q13 被後見人等に不動産があります。預金に余裕がありませんが、現時点で不動産を処分することも難しいです。助成は受けられますか。

預貯金のほかに不動産等の資産がある場合は、処分可能か否かの状況を後見人等からヒアリングの上、本人財産に算入するかを判断します。

Q14 被後見人等に預金（審判決定時点）がありましたが、報酬審判決定以降、生活状況が一変して収支のめどもつきません。報酬助成で考慮される項目はありますか。

報酬助成額の判断は、原則、報酬付与の審判期間末日時点を基準に、後見人が家庭裁判所に提出した後見等事務報告書に基づいて行います。

ただし、審判後に判明した負債を今後返済する必要がある等の場合は、月額支出の増加として助成額決定時に考慮する場合があります。

Q15 資産状況等の変更報告書はどのような場合に提出する必要がありますか。

被後見人等の住所変更や死亡のほか、収支状況・生活状況の変更があればすみやかに報告してください。

（要綱第6条）助成決定後に再度考慮する項目は以下のものです。

- ①審判決定時に認識されていなかった預貯金の発見や相続等で財産が増えた場合
- ②審判決定時に認識されていなかった負債が見つかった場合
- ③支払いが証明でき、定期的な生活費では計上されない資産の費消として今後必要となる生活費に見込む必要がある経費。具体的には、引越し費用、敷金・礼金、家財処分費を指します。

Q16 公益信託 成年後見助成基金などと神戸市の利用支援事業は併用できますか。

併用可能です。

公益信託 成年後見助成基金などを活用した上で、なお後見等報酬の支払いが困難な場合はご相談ください。

Q17 助成額の計算が違ふと感じる場合は、どうすればよいですか。

下記問い合わせ先（神戸市福祉局くらし支援課）まで、ご連絡ください。

計算が違ふと思われる箇所をお聞きし、誤りがあれば速やかに修正いたします。

Q18 助成決定額に不服がある場合、どこへ申し立てればよいですか。

処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分を知った日の翌日から起算して3か月以内であって、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます。なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

《問い合わせ先》

神戸市福祉局くらし支援課 TEL:078-322-6547/FAX:078-322-6039
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号